

令和3年度

南信州広域連合看護師等確保対策修学資金貸与者募集要項

1 目的

南信州地域内において、看護師・助産師・保健師・准看護師として業務に従事しようとする看護学生に対し、修学資金を貸与することにより、その修学を支援し、地域内の看護師等の人材確保を通じて地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とします。

2 対象者

- (1) 看護師等の養成施設（保健師助産師看護師法の規定による）に在学する者で、免許取得後、直ちに南信州圏域内の医療機関及び介護・福祉関係機関において、看護師等の業務に従事する意思を有する者。
- (2) 成績が優秀であり、かつ、心身が健全な者であること。

3 貸与予定人数

新入生及び在校生合わせて10人以内

4 募集期間

令和3年3月15日（月）午前8:30 ～ 令和3年4月16日（金）午後5:15

5 応募方法

(1) 申請書の入手等

令和3年3月1日（月）以降に、南信州広域連合ウェブサイト又は南信州広域連合事務局で、看護師等確保対策修学資金貸与申請書（様式第1号）を入手して記入し、必要書類を添えて、次の提出先まで原則として申請者本人が持参してください。

新型コロナウイルス感染症蔓延の最中ですので、入学等のため既に申請者本人が飯田下伊那地域に不在である場合などは、父母もしくは親権者等による代理の申請も可とします。

南信州広域連合ウェブサイト：<http://minami.nagano.jp/project/kangoshi/>

(2) 提出先

〒395-0003 飯田市上郷別府 3338 番地 8（旧 南信州・飯田産業センター）
南信州広域連合事務局 地域医療福祉連携課
TEL0265-53-6088

(3) 必要書類

- ① 看護師等確保対策修学資金貸与申請書（様式第1号）
- ② 令和2年度もしくは直近年の学業成績証明書（学校長が発行したもので、厳封されたもの）
- ③ 在学証明書（令和3年4月1日以降に発行されたもの）
- ④ 生計同一者全員の住民票の写し（本籍・続柄の記載のあるもの）
- ⑤ 生計同一者全員の令和2年度所得・課税・扶養証明書
- ⑥ 診断書（※申請書の本人の健康告知で「2その他」を選択した場合のみ）
- ⑦ 作文（様式は任意とし、600-800字程度）

テーマ：『看護師等として南信州地域で貢献したいこと』

6 必要書類についての留意事項（下記の○番号は前頁5(3)の番号に対応しています）

① 看護師等確保対策修学資金貸与申請書（様式第1号）

ア 他の修学資金・奨学金の利用

- ・「2 申請中又は利用中」に該当する場合は、対象の制度名、貸与期間及び貸与金額等を正確に記入してください。
- ・この制度と同種の制度との併用は認められません。ただし、飯田下伊那14市町村の修学金制度及び「長野県看護職員修学資金貸与制度」との併用は可です。

他の例) 併用可：日本学生支援機構の奨学金、金融機関教育ローン

併用不可：特定病院限定の返還免除付き制度、など

※ご不明な点はお問い合わせください。

イ 希望貸与期間

- ・貸与申請月（令和3年4月）から、卒業見込み年月までの期間内で記入してください。

ウ 連帯保証人

- ・連帯保証人は、保証人として相当の資力を有する成年者（父母、親権者等）としてください。
- ・連帯保証人の印は、印鑑登録された印鑑を押印してください。

※ その他は別添の記載例を参照してください。

② 学業成績証明書

- ・1学年の申請者は、令和2年度に在学した学校で交付を受けてください。
- ・2学年以上の申請者は、現在在学する養成施設・学校で交付を受けてください。
- ・必ず原本（厳封したもの）を提出してください。
- ・保存期間終了などの理由により証明書が発行されない場合は、その旨がわかる証明書（学校長が発行したもの）を提出してください。

③ 在学証明書

- ・令和3年4月1日以降に、在学する養成施設・学校で、在学していることを証する書面の交付を受け、原本を提出してください。（学生証、合格通知書は不可。）
- ・3月中に申請する場合は、4月1日以降に4月16日（金）必着で提出してください。（郵送または代理の方の提出可。）

④ 生計同一者全員の住民票の写し（本籍・続柄の記載のあるもの）

- ・学校等への入学にあたって本人の住民登録を異動した場合は、本人分に加え、異動前に同居していた家族全員の住民票写しを提出してください。

⑤ 生計同一者全員の令和2年度所得・課税・扶養証明書

- ・市町村が発行する本人を含むすべての方の所得・課税・扶養証明書を提出してください。ただし、生計維持者の証明書により被扶養者等である旨が確認できる方の分については不要です。

7 その他

(1) 修学資金貸与可否の決定について

- ・貸与可否決定については審査の上、6月中旬頃に文書にて通知します。
- ・貸与決定となった場合、6月中に誓約書及び口座振込依頼書を提出していただきます。誓約書に

は、連帯保証人の署名、印鑑登録証明書登録の印鑑の押印、印鑑登録証明書の添付が必要となります。

(2) 決定後の修学資金貸与について

- ・修学資金は、毎月、申請者が指定する金融機関普通預金口座に振り込みます。ただし、初回は希望貸与開始月分から7月分までをまとめて7月末に振り込みます。

(3) 修学生（貸与者）へのお願い

- ・貸与期間中は、毎年4月に在学証明書及び成績証明書の提出が必要となります。（その都度、通知します）
- ・貸与期間中に、休学、停学、退学となったとき、修学資金の貸与を辞退するとき、本人又は保証人の住所、職業、勤務先等に異動があったとき、保証人を変更しようとするときなどは、届出が必要となります。
- ・貸与期間中、修学生は、飯伊地区包括医療協議会の主催する就職ガイダンス（毎年3月または4月末頃の土日祝日開催）に合わせて行う懇談会に1回以上ご参加いただきます。

(4) 貸与期間終了後について

- ・返還免除対象となる指定施設（圏域内の病院、診療所、介護・福祉施設等）に看護師等として就職して勤務した場合や、異種の養成施設等へ進学した場合は、返還の猶予の対象となります。
- ・返還免除対象となる指定施設で5年間勤務したときは、返還免除の対象となります。
- ・猶予、免除とならない場合は、貸与終了後の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦、半年賦、一括払いの何れかの方法で、返還していただきます。
- ・修学資金の利息は無利息ですが、返還を怠ったときは、延滞利息が加算されます。

(5) 個人情報保護に関して

- ・提出していただいた申請書ほか書類に記載された個人情報は、修学資金貸与可否審査及び貸与決定後の修学資金貸与、償還に係る事務に使用し、その他の目的では使用しません。

<お問合せ>

〒395-0003 飯田市上郷別府 3338 番地 8

南信州広域連合事務局 地域医療福祉連携課

TEL0265-53-6088 Fax0265-21-5188

(平日 午前 8:30～午後 5:15)